

青森市小児慢性特定疾病医療費支給認定（新規・更新・変更）申請書

[illegible]

市記載欄	適用区分	階層	☐ 階層Ⅰ(A) ☐ 階層Ⅱ(B1) ☐ 階層Ⅲ(B2) ☐ 階層Ⅳ(C1) ☐ 階層Ⅴ(C2) ☐ 階層Ⅵ(D) ☐ その他			
	自己負担上限月額の特例		☐ 人工呼吸器等装着		☐ 高額かつ長期	
			☐ 世帯内按分		☐ 重症患者認定	

【世帯調書】（該当するものに☑）

住民票上の世帯員全員（受診者本人を含む）と、住民票が別でも受診者と同じ医療保険に加入する世帯員を記入してください。

世帯員氏名	受診者との続柄	医療保険の種別	小児慢性特定疾病医療費又は指定難病に係る特定医療費の受給状況	市記載欄
		☐ 協会けんぽ ☐ 健保組合 ☐ 共済組合 ☐ 青国 ☐ 国保組合 ☐ その他	小慢（ ☐ 受給なし ☐ 受給中 ☐ 申請中） 難病（ ☐ 受給なし ☐ 受給中 ☐ 申請中）	
個人番号				
		☐ 協会けんぽ ☐ 健保組合 ☐ 共済組合 ☐ 青国 ☐ 国保組合 ☐ その他	小慢（ ☐ 受給なし ☐ 受給中 ☐ 申請中） 難病（ ☐ 受給なし ☐ 受給中 ☐ 申請中）	
個人番号				
		☐ 協会けんぽ ☐ 健保組合 ☐ 共済組合 ☐ 青国 ☐ 国保組合 ☐ その他	小慢（ ☐ 受給なし ☐ 受給中 ☐ 申請中） 難病（ ☐ 受給なし ☐ 受給中 ☐ 申請中）	
個人番号				
		☐ 協会けんぽ ☐ 健保組合 ☐ 共済組合 ☐ 青国 ☐ 国保組合 ☐ その他	小慢（ ☐ 受給なし ☐ 受給中 ☐ 申請中） 難病（ ☐ 受給なし ☐ 受給中 ☐ 申請中）	
個人番号				
		☐ 協会けんぽ ☐ 健保組合 ☐ 共済組合 ☐ 青国 ☐ 国保組合 ☐ その他	小慢（ ☐ 受給なし ☐ 受給中 ☐ 申請中） 難病（ ☐ 受給なし ☐ 受給中 ☐ 申請中）	
個人番号				
		☐ 協会けんぽ ☐ 健保組合 ☐ 共済組合 ☐ 青国 ☐ 国保組合 ☐ その他	小慢（ ☐ 受給なし ☐ 受給中 ☐ 申請中） 難病（ ☐ 受給なし ☐ 受給中 ☐ 申請中）	
個人番号				
		☐ 協会けんぽ ☐ 健保組合 ☐ 共済組合 ☐ 青国 ☐ 国保組合 ☐ その他	小慢（ ☐ 受給なし ☐ 受給中 ☐ 申請中） 難病（ ☐ 受給なし ☐ 受給中 ☐ 申請中）	
個人番号				
市記載欄				

管理票 （該当するものに☑）	☐ 交付を希望します	☐ 交付を希望しません
小慢手帳 （該当するものに☑）	☐ 交付を希望します	☐ 交付を希望しません

- 【記載上の注意事項】
- 「受給者証番号」の欄は、更新又は変更の申請の場合に記入してください。
 - 「申請者」欄は受診者本人と異なる場合に記入し、受診者本人の場合は「本人」と記載してください。
 - 「自己負担上限月額の特例」の欄の「人工呼吸器等装着」の項目は、認定基本方針として、24 時間持続して人工呼吸管理が必須な症例でかつ、離脱の見込みがないもの（但し酸素送与の有無は問わない）とされています。
 - 「自己負担上限月額の特例」の欄の「高額かつ長期」の項目は、受診者が「費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者」として、小児慢性特定疾病に係る月ごとの医療費総額が5 万円を超える月が年間6 回以上ある者である場合が該当します。
 - 「自己負担上限月額の特例」の欄の「世帯内按分」の項目は、同一の医療保険内に小児慢性特定疾病又は特定疾患の受給者がいる場合が該当します。
 - 「自己負担上限月額の特例」の欄の「重症患者認定」の項目は、「重症患者認定申請書」を提出した方が該当します。
 - 「小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日」は指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日から1 か月前（やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3 か月前）の同じ日まで遡ることが可能。そのため、申請日に関わらず、医療意見書に記載された診断年月日等、医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記載。（更新の場合は、原則記入不要。）